

寝屋川市立学び館 指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

寝屋川市教育委員会事務局
社会教育推進課

目次

【指定管理者募集要項】

1	募集の概要	P1
2	施設の概要	P1
3	指定管理者が行う業務の範囲	P2
4	自主事業（指定管理者が管理業務以外に自主的に行う事業）の実施について	P4
5	職員の配置	P4
6	施設の利用料	P5
7	指定期間	P5
8	リスクへの対応	P6
9	指定管理者の運営基準	P7
10	経理に関する事項	P8
11	管理運営上の留意事項	P9
12	提案を求める内容	P10
13	応募に関する事項	P10
	(1) 応募者	P10
	(2) 申請に必要な書類	P12
14	応募に関する留意事項	P13
15	指定管理者募集に係るスケジュール	P14
16	選定の基準および選定方法	P16
17	選定結果の通知及び指定手続等	P17
18	選定経過及び結果の公表	P18
19	添付資料内容	P18

【添付資料】

(1)	寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に係る様式集	P19
(2)	寝屋川市学び館の施設に関する図面	P40
(3)	寝屋川市立学び館条例	P41
	寝屋川市立学び館条例施行規則	P48
(4)	寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	P55
	寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	P62
(5)	寝屋川市立学び館貸館及び利用料金表	P65
(6)	寝屋川市立学び館自主事業実績	P66
(7)	令和6年度寝屋川市立学び館利用実績一覧表（免除含む）	P68
(8)	寝屋川市立学び館過年度経費一覧表（令和3年度～令和6度）	P69
(9)	指定管理者制度の導入及び運用指針	P70
(10)	寝屋川市立学び館指定管理者委託仕様書	P82

(指定管理者募集の目的)

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理について指定管理者制度が導入されたことから、寝屋川市立学び館の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、公共施設の管理者として社会的責任を十分に果たすことができる指定管理者を次の要項で募集する。

1 募集の概要

(1) 施設の名称

寝屋川市立学び館

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（ただし、今後の寝屋川市公共施設のあり方の検討により、指定期間が変更となる場合があります。）。

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

ア 指定管理者の募集及び選定は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公募する。

イ 指定管理者の候補者の選定は、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

ウ 選定委員会の構成は、一般公募による市民、経営に関する有識者、学識経験者、社会教育委員及び教育委員会事務局部長の 5 人とする。

エ 第 1 次審査（書類審査）を行い、第 1 次審査通過団体に対し、第 2 次審査（ヒアリング審査）を行う。

オ 選定委員会の選定結果を基に、教育委員会が候補者を決定し、12 月市議会に上程し、議決を得た後、指定管理者を指定する。

2 施設の概要

(1) 名称

寝屋川市立学び館

(2) 所在地

寝屋川市明和一丁目 13 番 23 号

(3) 休館日及び利用時間等

ア 休館日

毎月第3日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

イ 利用時間

午前9時から午後9時まで（但し、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前9時から午後5時30分までとする。）。

ウ 開館日等の変更

施設設備の補修、点検、整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認により、開館日又は利用時間を変更することができる。また、指定管理者の事業の実施等、施設の有効利用を図るに当たり必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館日又は利用時間を変更することができる。

(4) 施設概要

建物の竣工時期 昭和53年4月

室 名 茶室・和室・講習室・学習室・音楽室・料理室・多目的室・自習室・図書室・男女トイレ各2ヶ所、障害者トイレ2ヶ所・1F 共用部分（事務室、相談室、印刷室、倉庫）・2F 共用部分・3F 共用部分・駐車場40台（共用）

床面積 1,377.40 m²

3 指定管理者が行う業務の範囲

寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の管理運営は、市民の生涯学習に資する活動を最優先するものとし、以下の業務を遂行すること。

(1) 施設全般に関すること

ア 施設の経営マネジメント業務

イ 施設の総務・経理業務

ウ 施設の集客促進業務

エ 事業報告書の作成及び提出

(2) 施設の管理運営に伴う業務

ア 受付・案内

イ 利用者の誘導、整理及び安全確保

ウ 備品の管理及び保守点検

エ 緊急時対策、防犯、防災対策等のマニュアルの作成及び各種訓練・研修

- オ 疾病者等の救護措置、状況報告等
 - カ 利用者の集計及び報告
 - キ 業務日誌の作成及び月報の提出
 - ク その他施設の管理運営に関すること。
- (3) 施設及び附属設備の維持保全業務（各関係法令の基準を遵守すること。）
- ア 各種専門維持保全業務（添付資料(10) 参照）
 - (ア) ピアノ調律業務
 - ピアノの調律
 - イ 施設の維持保全
 - (ア) 常に施設の維持保全に留意すること。
 - (例 冷暖房機のフィルター清掃、壁紙補修等)
 - (イ) サービスの提供に伴って生じた施設の損傷等の補修・修繕、及び小規模な補修・修繕は指定管理者で行うこと。
 - (ウ) 施設本体及び設備機器の大規模な補修・修繕は寝屋川市で行う。
 - ただし、指定管理者の管理の瑕疵によって生じた損傷等については、指定管理者の負担とする。
 - ウ 消耗品の補充等
 - 施設運営に必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。
- (4) 事業の実施（添付資料(10) 参照）
- ア 学び館の設置目的に沿った生涯学習のための各種講座（プログラムサービス）の実施
 - イ 生涯学習に関する相談事業
 - ウ 生涯学習に関する情報提供
 - エ 学び館の各施設を利用に供する事業（利用の許可及び利用料金の徴収の事務を含む。ただし、自習室及び図書室は無料で開放すること。）
- (5) 事業報告書等の提出
- ア 条例第9条の規定により、指定管理者は毎年度終了後30日以内に施設管理運営業務について、当該年度の事業の内容を報告する書類(以下「事業報告書」という。)に業務に係る収支決算書を添付して提出すること。
 - なお、管理業務に係る収支において利益があった場合は、所管課と協議の上、その一部を管理業務の改善や事業の充実のための費用に充てること。
 - イ アの報告内容(5年間保存)は、管理業務の実施状況、利用状況、利用

料収入の実績、管理・事業に要した経費等の収支状況、自主事業の実施状況、管理運営実績に対する自己評価などの項目であり、具体的には協定書において定める。

ウ アの事業報告書の提出のほか、毎月、教育委員会に月報を提出することとし、月報の内容に基づき、必要に応じて、所管課と施設に関する報告や相談事項などを議題とした事務調整会議を行うこと。

(6) その他、本施設の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務。

4 自主事業（指定管理者が管理業務以外に自主的に行う事業）の実施について

- (1) 指定管理者は、3(4)の各種事業のほか、学び館の設置目的に沿った寝屋川市立学び館条例（以下「学び館条例」という。）第3条に規定する事業を自主事業として実施することができる。
- (2) 自主事業の実施に当たっては、その事業計画を事前に教育委員会に提出し、承認を受けること。
- (3) 自主事業に必要な参加費を参加者から徴収し、これを指定管理者の収入にすることができる。
- (4) 自主事業の実施による収入及び支出は、管理業務に係る収支と区分して経理すること。

5 職員の配置

施設に配置する職員は、公の施設に従事することの自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たること。

(1) 必要配置人員

	平日・土曜日		日曜日・祝日
	昼間	夜間	昼間
	9時～17時30分	17時30分～21時	9時～17時30分
受付従事者	1名以上	1名以上	1名以上
施設管理従事者	1名以上	1名以上	1名以上
事業従事者	1名以上	※	※
合 計	3名以上	2名以上	2名以上

※ 夜間及び日曜日・祝日（国民の祝日に関する法律 第3条の休日をいう。）の事業については、必要に応じて配置するものとする。

※ 配置人員は業務遂行上の最低必要人員数であり、状況に応じて増員等の対応をすること。

(2) 統括責任者等の配置

統括責任者及び副統括責任者各1名を配置すること（上記人員に含むものとする。）。また、統括責任者には、社会教育・生涯学習に関し、広い見聞を持つとともに経営能力を備えた者を配置すること。

(3) 有資格者の配置

事業従事者については、事業に応じた教員・保育士等の資格を有する者を置くものとし、事業従事のみならず、施設管理運営にも努めることとする。

なお、施設開放事業（自習室・図書室）においても利用者に接する機会を持つこと。また、施設の防火管理を徹底するために、消防法に定めるところの甲種防火管理者資格を有する者を置かなければならない。

(4) その他

配置する者については、救命救急に関する知識を習得（普通救命講習会等の受講）させておくこと（委託先職員も同様とする。）。

6 施設の利用料

学び館の利用料は学び館条例第7条第2項の規定により、学び館条例（添付資料(3)参照）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができる（添付資料(5)参照）。なお、利用料の減免については学び館条例第9条の規定に基づくものとする。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。（ただし、今後の寝屋川市公共施設のあり方の検討により、指定期間が変更となる場合があります。）。ただし、教育委員会が指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、条例第11条の規定に基づき、期間中であってもその指定を取り消すことがある。この場合における指定管理者の損害に対して寝屋川市はその賠償の責めを負わない。

8 リスクへの対応

施設の管理経費については、寝屋川市が協定書に基づき指定管理者に支出するが、指定期間内における主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応する。

リスクの種類	内 容	市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	消費税及び地方消費税の税率の変更	○	
物価	指定後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力 (自然災害等)	自然災害等（感染症を含む。）による業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の膨張	市の要因による運営費の膨張	○	
	市以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷	施設、機器等の損傷 ※2	協議事項	
	管理上の瑕疵による火災等事故		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故 ※3	協議事項	
	施設管理上の瑕疵による事故 ※3		○
セキュリティー	管理上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生等		○
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業等		○
	市の責任による施設、機器の不備や、市が行う施設改修による臨時休館等	○	
	指定管理者の提案による施設設備の改修及び自主事業の運営		○
債務不履行	寝屋川市による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○

- ※1 自然災害（地震・台風等）等の不可抗力（感染症等を含む。）への対応
- (1) 施設・機器が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。
 - (2) 復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議する。
 - (3) 災害時等で施設を避難所として利用した場合の休業補償については協議する。
 - (4) 感染症等により、寝屋川市が施設の利用休止等を要請した場合の補償等については、指定管理者と協議する。
- ※2 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応
- (1) サービス提供に伴って基幹的な施設、機器等が損傷した場合及び施設管理上の瑕疵があるときは指定管理者の責任と負担で対応するものとし、それ以外の場合は、当該リスクの負担について、指定管理者と協議する。
 - (2) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等が損傷を受けた場合は、そのリスクは指定管理者が負うものとする。
(注)「基幹的な施設、機器等」とは、建物本体（壁、柱、床、はり、屋根及び階段等の構造上重要な構造物の部分）・設備機器及び学び館敷地をいう。
 - (3) 施設運営に必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換をすること。
- ※3 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応
- 管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

9 指定管理者の運営基準

- (1) 関係法令の遵守
条例、規則、学び館条例、寝屋川市立学び館条例施行規則、地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、消防法その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 個人情報の保護
業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たり、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。また、個人情報の取扱事務の委託は禁止する。
- (3) 安全管理
指定管理者は、利用者、職員等の事故防止及び安全管理を徹底すること。
- (4) 環境保全

指定管理者は、環境保全に配慮すること。

10 経理に関する事項

(1) 指定管理者の収入

- ア 施設の利用料金
- イ 寝屋川市から支払われる指定管理委託料
- ウ 各種講座（プログラムサービス）の実費として参加者が支払う参加費
- エ 指定管理者が実施する自主事業に伴う収入（事業参加金等）

(2) 指定管理者の支出する経費

- ア 3 指定管理者が行う業務の範囲に要する経費
- イ 指定管理者が実施する自主事業に要する経費

(3) 指定管理委託料

ア 指定管理者委託料の額

指定管理者の提案に基づき5年間の委託料について協議する。提案に当たっては、寝屋川市立学び館過年度経費一覧表（令和3年度～令和6年度）（添付資料(8)）を参考とすること。委託料は原則として毎年度同額とする。

イ 指定管理者委託料の支払

市から支払われる指定管理委託料

- ① 会計年度（4月から翌年3月31日まで）を基準に三半期に分割して支払う。
- ② 委託料の額及び分割額については、毎年、年度協定書の中で規定する。

ウ 保険料

指定管理者は、自らの費用で事業の推進に必要な保険に必ず加入すること。

(4) 指定管理者の経理及び管理口座

指定管理者は、経理事務を行うに当たり、自身の団体や他の事業と分離独立した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け、市の求めがある場合は、それらをいつでも開示できるようにしておくこと。

※寝屋川市では、定期的に指定管理者監査を実施しており、指定管理業務の経理に関する事項も監査の対象となるため、適正な管理・運営をすること。

11 管理運営上の留意事項

- (1) 教育委員会と締結する基本協定書、年度協定書及び教育委員会の指示事項を遵守すること。
- (2) 寝屋川市又は教育委員会の施策、事業には協力すること。
- (3) 寝屋川市又は教育委員会が実施し、主催し、又は共催する事業その他寝屋川市の関係する業務又は事業で教育委員会が認めるものについては、施設の優先的な利用を認めること。
- (4) 社会教育団体等の活動、行事等への支援
社会教育団体、学校園又は地域コミュニティが行う活動、行事等で、学び館の設置目的及び当該活動、行事等の公益性に照らし、教育委員会が当該活動、行事等のための施設の利用が特に必要と認めるものについては、施設の優先的な利用を認めること。
- (5) 生涯学習の支援
学び館を利用する市民の仲間づくりやサークル活動を積極的に推進し、自主学習・自主活動の場を提供すること。
- (6) 指定期間中の管理状況、利用者の満足度等については、教育委員会が必要に応じて調査・評価する。
- (7) 3 指定管理者が行う業務の範囲(2)に挙げる業務その他これらに準ずる業務は、施設の管理運営に係る指定管理者の業務に影響を及ぼさない場合、指定管理者の負担で第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合は、原則、業務開始前に教育委員会に申請を行い、承諾を得ること。
- (8) 教育委員会の許可なく施設の改造をしないこと。
- (9) 施設の事務所を指定管理者の主たる事務所としないこと。
- (10) 教育委員会の許可なく、施設を利用して指定管理者及び他業者の広告・宣伝をしないこと。
- (11) 施設を施設の目的外に使用する場合は、教育委員会の許可を受けること。
- (12) 職員が人権問題について正しい認識をもって業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (13) 大規模災害が発生した場合、施設が市民の避難場所となる場合がある。その場合は貸館業務及び自主事業実施等を制限する場合がある。
- (14) 大規模災害の発生の際に、寝屋川市がセンターの全部又は一部を市民の避難場所として指定したときは、その指示に従い避難場所としての利

用に協力すること。

12 提案を求める内容

施設の設置趣旨に照らして、施設を効果的・効率的に運営するための提案（事業計画書及び収支予算書）を求める。

なお、提案内容の実施については、指定管理者に選定された場合、改めて協議することとする。

(1) 施設の維持管理に係る方針及び取組の提案

ア 指定期間内の施設の維持管理に当たっての方針、具体的手法等

イ 業務の一部について再委託を予定している場合には、その項目及び予定額

(2) 施設の運営に係る方針並びに想定される人員配置等の体制、緊急時の対応及び個人情報保護に関する提案

ア 指定期間内の施設の運営方針

イ 人員の配置計画やローテーション（週間ベース）

ウ 配置する職員に対する研修計画

エ 集客促進策

オ 災害や事故発生時の連絡体制等の危機管理対策

カ 個人情報保護や情報公開の取扱い

(3) 生涯学習の普及推進を図るための各種講座（プログラムサービス）、相談事業等に係る提案

ア 学び館の設置目的の観点に立った市民を対象とした講座等の内容を提案に盛り込むこと。プログラムの作成に当たっては、障害者や高齢者に配慮すること。

イ 事業の実施に当たっては、一般利用者に支障のないよう配慮すること。

(4) 収支予算

ア 指定管理者の行う業務について、指定期間における各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して示すこと。

イ 施設の利用料金（教育委員会の目的外使用許可に係る使用料を除く。）及び各種講座（プログラムサービス）に係る実費は、指定管理者の収入とする（消費税に相当する部分を含む。）。

13 応募に関する事項

(1) 応募者

ア 応募資格

法人に限る（特定非営利活動法人の場合は、定款における活動の種類が特定非営利活動促進法第2条別表内、第2号・第6号及び第13号を含む団体に限る）。個人での応募は、不可とする。

イ 共同事業体による応募

本要項「3 指定管理者が行う業務の範囲」を単独の団体で担うことができない場合、共同事業体で応募することができる。その場合、共同事業体の代表団体（代表団体以外の団体は「構成団体」という。構成団体については、法人格を問わない。）を定め、代表団体は構成団体から提出を受けた「共同事業体協定書兼委任状（様式3-2）」及び代表団体が記入した「共同事業体の構成の概要及び各団体担当者連絡先一覧（様式3-3）」を教育委員会に提出すること。

ウ 応募者の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当する場合は申請することができない。

- (ア) 市長又は市議会議員が役員等となっている団体
- (イ) 寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- (ロ) 本市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
- (ハ) 本市における一般競争入札に参加させることができないこととされている団体
- (ニ) 本市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けている団体
- (ホ) 民事再生法、会社更生法等に基づく再生手続き又は更生手続きを開始している団体
- (ヘ) 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納している団体

【共同事業体で申請する場合】

共同事業体を構成する団体等（以下「構成員」という。）を特定し、共同事業体の名称及び共同事業体を代表する構成員を定めるとともに、全ての構成員及びその代表者が上記イの各号に該当しないものであること。

(2) 申請に必要な書類

ア 提出部数

正本 1 部、副本 9 部（副本は複写可）の計10部

また、そのデータをUSBにコピーし、提出すること（使用ソフトは、原則、マイクロソフト WORD、EXCEL とする。）。

イ 提出書類

提 出 書 類	備 考
(1) 指定管理者指定申請書	様式 1 ※共同事業体の場合は、代表する構成員の分のみ
(2) 指定管理者指定申請に係る誓約書	様式 2 ※共同事業体の場合は、代表する構成員の分のみ
(3) 指定管理者申請団体の概要 (パンフレット等申請団体の概要の詳細がわかるものを添付)	様式 3 - 1
(4) 共同事業体協定書兼委任状、共同事業体の構成の概要及び各団体担当者連絡先一覧	様式 3 - 2、3 - 3 ※共同事業体の場合のみ
(5) 指定管理者申請団体の事業実績及び収支決算書（直近の3ヵ年程度）	任意様式
(6) 指定管理者申請団体の定款及び登記簿謄本	正本には本書、副本にはコピーを添付すること ※共同事業体の場合は、全ての構成員の分
(7) 寝屋川市立学び館の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書・・・※	令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年度分（様式 4 から 8） ※共同事業体の場合は、全ての構成員の分

※ 学び館の施設の利用料金等を変更しようとする時は、予定している内容を記載した書類を添付すること。

※様式の変更は行わないこと。

ウ 提出方法

- ・ A 4 サイズ紙製フラットファイル（A 4 S 型）に、上記番号順にとじて提出すること。（(7)の添付資料は(7)の後ろにとじて、各提出書類ごとに上記番号を記したインデックスをつけてとじること。）
- ・ 各書類にはフッター中央にページ番号をつけること（通し番号）。
- ・ ファイルの表紙及び背表紙には団体名を記載すること。
- ・ 結果連絡通知用封筒（長形 3 号）1 枚に送付先を明記し、配達記録郵便相当の切手を貼付すること。

エ 提出場所

寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課

寝屋川市本町 1 番 1 号（寝屋川市役所 東館 1 階）

14 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募者の失格

応募者が次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 募集要項に定める手続を遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

ウ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

(3) 接触の禁止

本提案に関し、選定委員会の委員に対する接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となることがある。

(4) 重複提案の禁止

提案は、1 団体につき 1 案とし、複数の提案はできない。また、共同事業体で応募する場合の構成員は他の共同事業体の構成員となることができない。

(5) 応募書類内容変更の禁止

提出された応募書類及び追加書類の内容を変更することはできない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

(7) その他

ア 寝屋川市は、応募書類の他に必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。その場合、応募者は、速やかに提出すること。

イ 応募書類及び追加資料及びデータは理由の如何を問わず返却しない。

ウ 提出された応募書類及び追加資料は寝屋川市情報公開条例に基づき公開の対象となる。

エ 提出された書類等の著作権はそれぞれの団体に帰属する。ただし、審査結果の公表等、市が必要と認める場合はその一部又は全部を無償で利用できるものとする。

オ 応募の際には不要な個人情報の提出はしないこと。

15 指定管理者募集に係るスケジュール

(1) 募集要項等の配付

ア 配付方法

寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課窓口（寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所東館1階）で直接配付する。また、市ホームページからダウンロードすることもできる。

イ 配付期間

令和7年8月1日（金）午前9時から令和7年8月8日（金）午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）。

(2) 説明会及び現地見学会

申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催する。なお、説明会に参加していない場合、指定申請はできないので注意すること。

ア 開催日時

令和7年8月25日（月）午前10時から（受付は午前9時30分から）

イ 開催場所

寝屋川市立学び館 2階 自習室

ウ 参加

- ・説明会は事前に申込みをしないと参加できないものとする。
- ・説明会への参加を希望する団体は、説明会参加申込書（様式9）に必要事項記入の上、持参又はFAXで、令和7年8月12日（火）午後3時までに社会教育推進課に申し込むこと（土曜日・日曜日・祝日を除く。）。

※FAX で申し込んだ場合は、受信の確認を必ず電話で行うこと（社会教育推進課・TEL072-813-0076）。

・参加者は、1 団体 2 名までとし、募集要項・様式・図面等を持参すること。なお、共同事業体の場合は、当該共同事業体を 1 団体とみなす。

エ 現地見学会

説明会終了後に現地見学会を実施する（概ね 1 時間程度）。

(3) 質問票受付

施設や募集要項に対しての質問を受け付ける。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）午前 9 時から令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 3 時まで。

イ 提出様式

質問票（様式 10）

ウ 質問方法

・質問票（様式 10）に必要事項を記入し、電子メールに添付して社会教育推進課に送信すること。

・受付が完了した場合は、締切日の午後 3 時までに受付完了通知メールを返信する。

・メールには下記のとおり表題をつけて送信すること。

（団体名）学び館指定管理に係る質問票

・電話、ファクシミリ、面会などによる質問には回答しない。

(4) 質問に対する回答

説明会参加団体に対し、すべての質問に対する同一内容の回答を説明会にて配付予定。

(5) 応募書類の受付

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 3 日（水）～令和 7 年 9 月 12 日（金）

午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）。

※ 上記以外の日時での書類の提出は受け付けない。

イ 提出方法

寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課

寝屋川市本町 1 番 1 号（寝屋川市役所 東館 1 階）に上記時間内に持参すること（郵送、FAX、インターネットによる受付は行わない。）。

16 選定の基準および選定方法

(1) 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際は、条例に基づき、以下の項目を選定の基準とする。

ア 本施設が寝屋川市における生涯学習機能を持った施設であることから、世代間交流の場、市民の自主学習・自主活動の場として、施設管理、事業推進を図り、市民サービスの向上をめざすものであること。また、地域コミュニティの再生、市民協働参画の推進を図るものであること。

イ 市民の平等な利用が確保されていること。

ウ 事業計画に沿った管理運営が学び館の効果を最大限に発揮するものであること。

エ 事業計画に沿った管理を安定して行うことのできる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ 学び館の管理に係る収支計画書の内容が経費の縮減を図られるものであること。

カ 社会教育・生涯学習の振興を図る能力を有すること。

キ 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

ク 上記のほか、下記の条件を満たす申請者については記載の範囲内において加点・減点を行う。

(ア) 現在の寝屋川市立学び館指定管理者であり、今回の申請をするもので指定期間内における実績があること。

総得点の【-10%~+10%】

(イ) 申請時点で市内事業者等であること(※1) 総得点の【+5%】

(※1 市内事業者等は、「寝屋川市内に法人市民税の課税対象となる本支店・事務所等を有する者」又は「会則・規約等において活動拠点を寝屋川市内に定め、選定委員会が寝屋川市内に活動実体を有すると認める者」をいう。)

※ 上記の基準に照らして総合的な観点から、社会教育等の専門知識を有する者等で構成される選定委員会において公平かつ客観的に意見交換し、教育委員会において選定する。

※ 指定管理者制度の導入及び運用指針【策定：平成16年8月、改定：平成18年7月、平成29年7月、令和3年11月】を参照のこと。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の候補者の選定は、申込み締切後、速やかに書類審査（第

1次選定)を行う。書類審査によりヒアリングの対象となる申請者を選び、ヒアリング審査(第2次選定)を行う。第2次選定に当たって資料の追加を求める場合がある。

イ 申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、適否を判断するものとする。

ウ 選定終了後に指定管理予定者が辞退等をした場合は、次点の団体が指定管理予定者となるものとする。

17 選定結果の通知及び指定手続等

(1) 選定結果

選定結果については、第1次選定、第2次選定それぞれ書面にて通知する。

(2) 指定手続

指定管理の候補者については、寝屋川市議会での議決を経た後に教育委員会が指定管理者として指定し、その旨を告示する。

(3) 準備業務

指定後、令和8年4月1日に業務を開始できるよう、施設運営管理の準備をすること。指定団体が団体内で進める準備の開始時期は自らの判断に委ねるが、指定期間開始前の準備行為に係る負担については、指定団体の負担とし、教育委員会はその責めを負わない。なお、準備は、直接の施設運営以外に、所管課への報告など付属業務も必要となる。

上記の他、施設開設に伴う備品の搬入、設置、市主催事業の準備業務等は教育委員会と協力して進めるものとする。

(4) 引継業務

次期指定管理者が現指定管理者と異なる場合は、次期指定管理期間開始日(令和8年4月1日)の1か月前から、現指定管理者からの引継業務を開始し、次期指定管理期間開始日(令和8年4月1日)に支障が出ないようにすること。引継ぎに際して発生する費用等については、次期指定管理者が負担すること。

利用料金は、利用日の属する年度の指定管理者の収入となるため、次期指定管理者の収入となるべき利用料金のうち、現指定管理者がすでに受領した料金については、現指定管理期間終了後速やかに精算すること。

また、行政機関等に対する各種手続については遺漏のないようにすること。

(5) 指定の取消し

指定管理予定者を寝屋川市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが不可能となった場合、指定管理予定者が著しく不適当と認められる事情が生じたとき、又は寝屋川市議会において指定管理者としての指定の議決が得られなかった場合は、指定管理予定者を指定管理者に指定しない。この場合において、指定管理予定者が当該施設の管理等を行うための準備等に要した費用については、指定管理予定者の負担とする。

(6) 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された者は、寝屋川市と協議の上、解除条件付きの基本協定を締結する。また、基本協定の発効後、単年度の協定を締結する。基本協定の締結のため、指定管理期間の収支予算書、事業計画書及び利用料金表（附属設備含む）を作成すること。また、令和8年度の年度協定の締結のため、令和8年度の収支予算書及び事業計画書（詳細）を作成すること。

18 選定経過及び結果の公表

指定管理者の選定経過及び結果については、寝屋川市情報公開条例に基づき、公開の対象とする。

また、申請した全団体が提出した文書一切については、寝屋川市情報公開条例に基づく不開示情報を除く全てを公開の対象とする。

19 添付資料内容

- (1) 様式1～11
- (2) 寝屋川市立学び館の施設に関する図面
- (3) 寝屋川市立学び館条例及び同条例施行規則
- (4) 寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (5) 寝屋川市立学び館利用料金表
- (6) 寝屋川市立学び館自主事業実績
- (7) 令和6年度 寝屋川市立学び館利用実績一覧表（免除含む）
- (8) 寝屋川市立学び館過年度経費一覧表（令和3年度～令和6年度）
- (9) 指定管理者制度の導入及び運用指針
- (10) 寝屋川市立学び館指定管理者委託仕様書

寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に係る様式集

○申請に必要な書式

- 様式１ 寝屋川市立学び館指定管理者指定申請書
- ２ 寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に係る誓約書
- ３－１ 指定管理者申請団体の概要
- ・指定管理者申請団体の事業実績及び収支決算書（直近３か年程度）
 - ・指定管理者団体の定款及び登記簿謄本
- ３－２ 共同事業体協定書兼委任状（※）
- ３－３ 共同事業体の構成の概要及び各団体担当者連絡先一覧（※）
- ４ 寝屋川市立学び館の指定管理者としての基本方針
- 【施設の運営及び維持管理事務について】
- ５－１ 学び館の運営方針及び運営計画
- ５－２ 集客促進策
- ５－３ 学び館の維持管理に係る方針及び取組みの提案
- ６ 自主事業計画
- 【その他の業務について】
- ７－１ 収支予算書（５年度分）
- ７－２ 人員配置計画
- ７－３ 配置する職員に対する研修計画
- ７－４ 個人情報保護及び情報公開の取扱い
- ７－５ 危機管理対策
- ８ その他の提案

○その他書式

- 様式９ 寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に係る説明会参加申込書
- １０ 寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に関する質問票
- １１ 寝屋川市立学び館指定管理者辞退届

（※）共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出すること。また、共同事業体の構成団体の数が３者を上回る場合は、この様式に準じて作成すること。

(様式1)

寝屋川市立学び館指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市教育委員会

(申請者)

所在地

法人の名称

代表者氏名

寝屋川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、寝屋川市立学び館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

担当者連絡先（提出書類の内容確認及び結果等の送付先として使用します）

氏 名	(ふりがな)
所属部署名及び 職務・職階名	
所属部署の所在地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

寝屋川市立学び館指定管理者指定申請に係る誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市教育委員会

法人の名称

代表者氏名

寝屋川市立学び館に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、次に記載した事項及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

下記の各号に該当しません。

- 1 市長は又は市議会議員が役員等となっている団体
- 2 寝屋川市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその役員等のうち同条第 3 号に規定する暴力団員若しくは同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- 3 本市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない団体
- 4 本市における一般競争入札に参加させることができないこととされている団体
- 5 本市における指名競争入札に係る指名停止の措置をうけている団体
- 6 民事再生法、会社更生法等に基づく再生手続き又は更生手続きを開始している団体
- 7 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納している団体

(様式 3 - 1)

※1 枚に仕上げる。詳細については、団体パンフレット等を添付すること。

指定管理者申請団体の概要

項 目	内 容
法 人 の 名 称	
住 所	〒
資 本 金	
設 立 年 月 日 (法人の場合は認証年月日)	年 月 日 設立
従 業 員 数	
主 な 業 務 内 容	
免 許 ・ 登 録	
環 境 保 全 へ の 取 組 み (ISO の 取 得 な ど)	

(様式 3 - 2)

※共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出すること。また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて作成すること。

令和 年 月 日

共同事業体協定書兼委任状

(あて先) 寝屋川市教育委員会

共同事業体名
代表者名
所在地
職・氏名

募集要項に基づき、共同事業体を結成し、寝屋川市教育委員会または寝屋川市との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当共同事業体が寝屋川市立学び館指定管理者に指定された場合は、各構成団体は寝屋川市立学び館の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の所在地	〒
共同事業体の代表者 (受任者)	＜代表構成団体名＞ 所在地 〒 免許・登録番号 職・氏名
共同事業体の構成団体 (委任者)	＜構成団体名＞ 所在地 〒 免許・登録番号 職・氏名
	＜構成団体名＞ 所在地 〒 免許・登録番号 職・氏名
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は直ちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に寝屋川市教育委員会の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

(様式 3 - 3)

※共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて作成すること。

共同事業体の構成の概要及び各団体担当者連絡先一覧

令和 年 月 日

共同事業体の名称	
----------	--

共同事業体内部の役割分担・責任分担等共同事業体の構成概要

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

所属団体		ふりがな 氏名	
住 所	〒		
部署・職名			
電 話		FAX	
E - m a i l			

〔構成団体 担当者連絡先〕

所属団体		ふりがな 氏名	
部署・職名			
電 話		FAX	

所属団体		ふりがな 氏名	
部署・職名			
電 話		FAX	

(様式4)

寝屋川市立学び館の指定管理者としての基本方針

※指定管理期間において、寝屋川市立学び館を市民にとってどのような施設にしたいか記入すること。

(様式 5 - 1)

学び館の運営方針及び運営計画

(1)指定期間における施設の運営方針と運営計画を具体的に記入すること。

(2)施設を利用する高齢者や障がい者に対する配慮をどのようにするか具体的に記入すること。

集客促進策

(1) 学び館の利用促進に関する方針や施策について具体的に記入すること。

(2)指定期間の年間利用者数を想定して記入すること。

① 学び館年間利用者数（貸館利用）

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
年間利用者数					

② 自主事業参加者数

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
年間利用者数					

③積算根拠等

[illegible]

学び館の維持管理に係る方針及び取組みの提案

(1)指定期間内の施設の維持管理にあたって方針及び具体的な手法について、記入すること。

--

(2)施設を管理する上で、専門技術を必要とする場合は、教育委員会の承認を得て再委託することができる。その予定がある場合は、その内容を記入すること。

委託業務	委託業者所在地及び名称	委託金額

※欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

(様式 6)

自主事業計画

(1)当該施設を活用した自主事業について具体的に記入すること。

[illegible]

※欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

(様式 7 - 1)

収支予算書(令和 年度)

(単位：円)

		予算額	内 訳	備 考
項 目	利 用 料 収 入			
	自主事業収入			
	そ の 他			
	(委 託 料)			
収入合計 (A)				
項 目	人 件 費			
	事 業 費			
	管 理 費			
	光熱水費			
	そ の 他			
支出合計 (B)				

※ 年度ごとに記入してください。(5年分)

(1)統括責任者について

候補者氏名			
年 齢	歳（令和 8 年 4 月 1 日現在）		
資 格			
雇 用 形 態	正職員・派遣職員（派遣元： ） その他（ ） ※いずれかに○をしてください。		
主 な 経 歴	施 設 名	主 な 業 務	期 間

(2)事務担当者、事業担当者について(雇用予定者)

項 目	配置人員の資格、人数、雇用形態（正職員、パート等）
受 付 従 事 者	
施設管理従事者	
事 業 従 事 者	

(3)職員のローテーション

職員配置の考え方とローテーション(週間ベース)の一例を記入すること。



(様式 7 - 3)

配置する職員に対する研修計画

※職員に対する業務能力開発のための研修方針や研修計画について具体的に記入すること。

(様式 7 - 4)

個人情報保護及び情報公開の取扱い

(1)個人情報の取扱いについて具体的な取組み状況を記入すること。

※規程等を有している場合は、その写しを正本に 1 部添付すること。(副本には不要)

(2)情報公開体制について具体的な取組み状況を記入すること。

※規程等を有している場合は、その写しを正本に 1 部添付すること。(副本には不要)

(様式 7 - 5)

危機管理対策

※事故防止等の安全対策、災害や事故発生時の連絡体制等に関する基本的考えと実施計画を記入すること。(必要があれば別紙で添付すること)

※規程等を有している場合は、その写しを正本に 1 部添付すること。(副本には不要)

(様式 8)

その他の提案

※その他、学び館の管理運営等について提案があれば記入すること。

(様式 9)

受付番号

寝屋川市立学び館指定管理者
指定申請に係る説明会参加申込書

(あて先) 寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課
(FAX) 072-813-0087

令和 7 年 8 月 25 日(月) 午前 10 時から寝屋川市立学び館自習室で行われる説明会への参加申込みをいたします。

団 体 の 名 称			
所 在 地	〒		
参 加 者 氏 名 (1 団体 2 名まで)			
連 絡 先 (担 当 者)	所 属 等 ※所属する部 署名を記入		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	E-mail address		
備 考			

- (注 1) 説明会に出席しない場合には、指定管理者申請を受け付けない。
- (注 2) 令和 7 年 8 月 12 日(火) 午後 3 時までに参加申込書の提出がなければ、説明会には参加できない。
- (注 3) FAX で申し込んだ場合は、到着の確認を必ず電話 (072-813-0076) で行うこと。

(様式 10)

受付番号

寝屋川市立学び館指定管理者 指定申請に関する質問票

(あて先) 寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課
(E-mail address : syakyou@city.neyagawa.osaka.jp)

団体名 (説明会参加団体に限る)		
(質問内容)		
連 絡 先 (担 当 者)	所 属 等 ※所属する部 署名を記入	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	E-mail address	

(注 1) 締め切りは、令和 7 年 8 月 12 日 (火) 午後 3 時まで。

(注 2) 社会教育推進課から受信完了通知メールが令和 7 年 8 月 12 日 (火) 午後 3 時までに届かない場合は電話連絡 (072-813-0076) をすること。

(注 3) 回答は説明会にて用紙を配布する。

(様式 11)

寝屋川市立学び館指定管理者辞退届

令和7年 月 日

(あて先) 寝屋川市教育委員会
(申請者)

法人の名称

代表者氏名

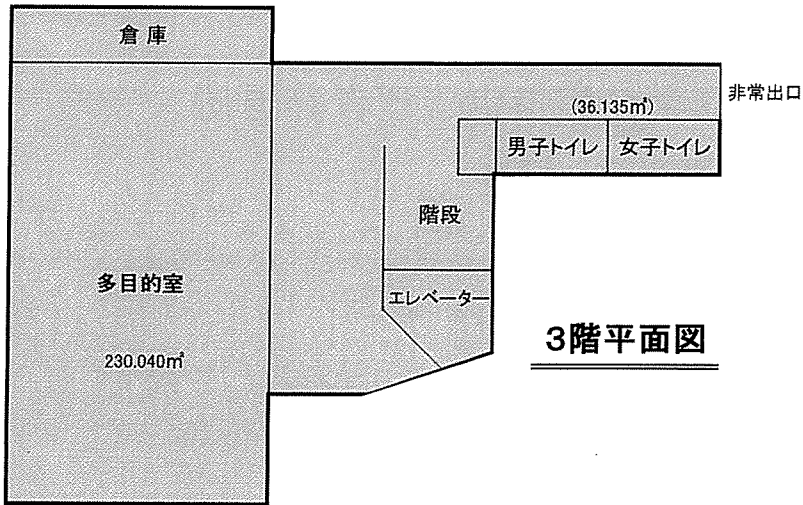
寝屋川市立学び館の指定管理者の応募を辞退します。

辞退に至った主な理由	

担当者連絡先

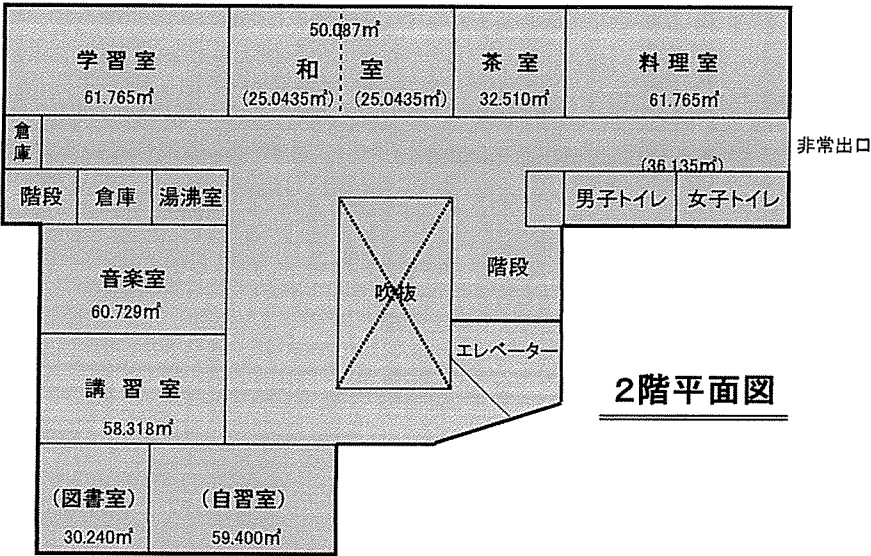
氏 名	(ふりがな)
部署・職名	
電 話 番 号	

寝屋川市立学び館の施設に関する図面



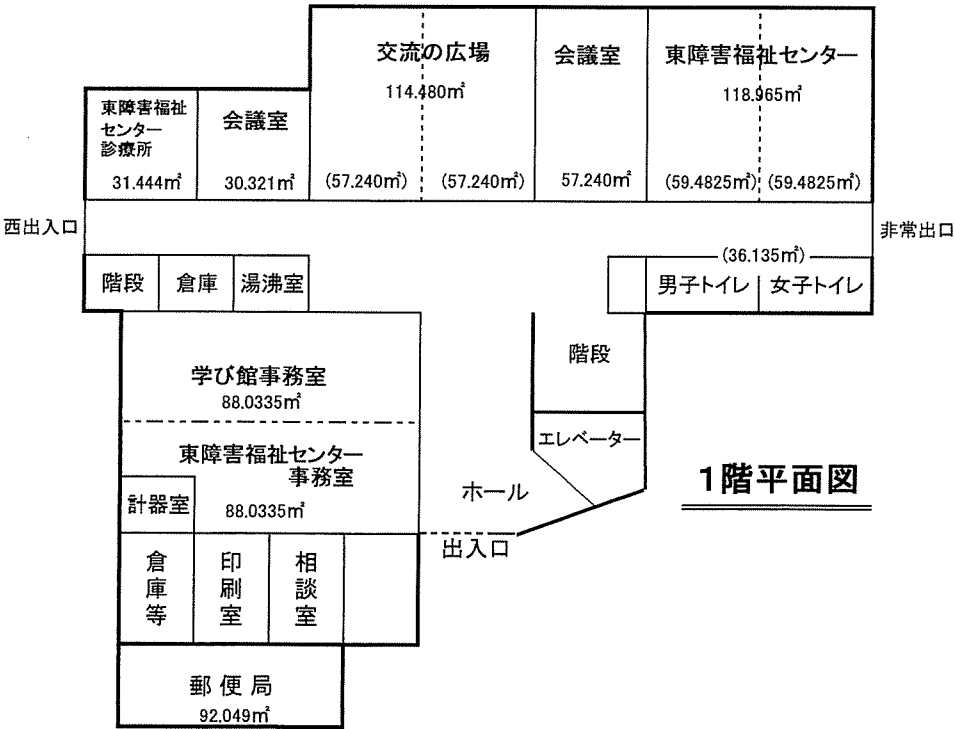
指定管理者

3階平面図



指定管理者

2階平面図



市直営

1階平面図

○寝屋川市立学び館条例

平成27年 7 月 8 日

条例第16号

(目的及び設置)

第1条 市民の世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図り、生涯学習の一助となる社会教育施策を実施するとともに、この社会教育施策に貢献する社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供することを目的として、寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学び館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立学び館
- (2) 位置 寝屋川市明和一丁目13番23号

(事業)

第3条 学び館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の学習、文化活動、スポーツ、レクリエーションその他自主的な活動の促進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (3) 市民の自主学習・自主活動及び世代間交流を図るために必要な場所の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習の推進を図るために必要な事業の実施及び場所の提供に関すること。

(利用者の資格)

第4条 学び館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
- (2) 市内の会社、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校に通学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、次条第1項に規定する指定管理者が適当と認め

る者

(指定管理者による管理)

第5条 学び館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。

2 指定管理者による業務を行わない場合は、前条及び次の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 学び館の利用の許可に関する業務

(2) 学び館の施設及び附属設備（物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、学び館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務

(利用料金の納入)

第7条 学び館を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(平29条例29・旧第14条繰上・一部改正)

(利用料金の収入)

第8条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平29条例29・旧第15条繰上)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が定める方法に

より、その申請手続をしなければならない。

(平29条例29・旧第16条繰上)

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由
その他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者は、その全
部又は一部を還付することができる。

(平29条例29・旧第17条繰上)

(利用時間)

第11条 学び館を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとす
る。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
定する休日にあつては、午後5時30分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項
に規定する時間を変更することができる。

(平29条例29・旧第18条繰上)

(休館日)

第12条 学び館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理
者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、
又は休館することができる。

(1) 毎月の第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(平29条例29・旧第19条繰上)

(利用の許可)

第13条 学び館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けな
なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とす
る。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、
その利用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の
許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学び館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 業として営利を目的とするものと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学び館の管理上支障があると認められるとき。

(平29条例29・旧第20条繰上)

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (6) 公益上必要があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学び館の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその利用の中止若しくは退去を命じた場合において利用者に損害が生じても、寝屋川市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(平29条例29・旧第21条繰上)

(入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、学び館に入館することを禁止し、又は学び館から退館することを命じることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は学び館の施設若しくは附属設備を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯

する者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、学び館の管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者

(平29条例29・旧第22条繰上)

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その利用が終わったとき又は第14条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止若しくは退去を命じられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(平29条例29・旧第23条繰上・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、学び館を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は特に指定管理者の許可を得た場合を除き、目的外に利用してはならない。

(平29条例29・旧第24条繰上)

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第18条 利用者は、学び館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平29条例29・旧第25条繰上)

(損害賠償義務)

第19条 利用者は、故意又は過失により学び館の施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平29条例29・旧第26条繰上・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平29条例29・旧第28条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく指定管理者の指定、学び館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(寝屋川市立いきいき文化センター条例の廃止)

- 3 寝屋川市立いきいき文化センター条例（平成12年寝屋川市条例第11号）は、廃止する。

(寝屋川市立教育センター条例の廃止)

- 4 寝屋川市立教育センター条例（平成20年寝屋川市条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成29年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

(平29条例29・一部改正)

利用料金

時間区分 利用区分	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午後 5時まで)	夜間 (午後6時から午後 9時まで)
茶室	250円	300円	250円
和室	350円	500円	350円
講習室	400円	550円	400円
学習室	450円	600円	450円
音楽室	450円	600円	450円
料理室	600円	800円	600円
多目的室	1,500円	2,000円	1,500円

備考

- 1 1つの利用区分について、2つ以上の連続する時間区分を利用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、利用することができる。この場合における利用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。
- 2 多目的室の午後の時間区分における利用については、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までに区分して利用することができる。この場合における利用料金は、この表の午後の欄に規定する金額の2分の1の金額とする。
- 3 和室については、和室1又は和室2に区分して利用することができる。この場合における和室1又は和室2の利用料金は、この表の和室の項に規定する金額の2分の1の金額とする。

○寝屋川市立学び館条例施行規則

平成27年 7 月22日

教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第30号）に規定する寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平29教委規則11・一部改正)

(組織)

第2条 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 教育委員会事務局部長

(平29教委規則11・旧第 5 条繰上・一部改正、令 6 教委規則 2・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(平29教委規則11・旧第 6 条繰上・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平29教委規則11・旧第7条繰上)

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。
- 4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(平29教委規則11・旧第8条繰上)

(資料等の提出等の要求)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平29教委規則11・旧第9条繰上)

(報告)

第7条 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(平29教委規則11・旧第10条繰上)

(結果の公表)

第8条 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(平29教委規則11・旧第11条繰上)

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(平29教委規則11・旧第12条繰上・一部改正)

(利用許可の申請)

第10条 条例第13条第1項に規定する学び館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。）は、寝屋川市立学び館利用許可申請書を提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、学び館を利用しようとする日の属する月の2か月前の月（以下「受付開始月」という。）の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間前においても申請することができる。

3 第1項に規定する申請書の提出は、条例第12条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後5時30分まで）に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平29教委規則11・旧第16条繰上・一部改正、平31教委規則8・一部改正)

(利用許可を受ける者の決定等)

第11条 指定管理者は、受付開始月の初日から受付開始月の14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可の申請（以下「定期申請」という。）が競合する場合においては、特別な事情があるときを除き、受付開始月の15日に、電磁的方法による抽選により競合する申請をした者のうちから利用許可を受ける者を決定するものとし、定期申請のうち競合する申請がないものについては、当該日において当該申請に係る者を利用許可を受ける者として決定するものとする。

2 指定管理者は、利用許可を行うことを決定したときは、寝屋川市立学び館利

用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 指定管理者は、利用許可を行わないことを決定したときは、書面による通知を行わない。ただし、当該申請を行った者から当該許可をしない旨及びその理由を明記した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。

4 第1項の規定による利用許可を受ける者が指定管理者が定める日時までに、学び館において利用許可書の交付を受けなかったときは、当該申請を取り下げたものとみなす。

（平31教委規則8・全改）

（利用の変更）

第12条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立学び館利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用の変更の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。

（平29教委規則11・旧第18条繰上、平31教委規則8・一部改正）

（利用許可の取消しの申出）

第13条 利用許可を受けた者は、当該利用許可に係る利用が必要でなくなったときは、寝屋川市立学び館利用取消申出書に利用許可書を添えて提出し、又はインターネットを利用し、若しくは庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、利用許可の取消しの申出をしなければならない。

（平29教委規則11・旧第19条繰上、平31教委規則8・一部改正）

（利用料金の徴収等）

第14条 学び館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が認めたときは、指定管理者が指定する日までに納入するものとする。

2 前項の場合において、利用者が通常の使用を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、利用料金のほか、これらの実費を徴収するものとする。

(平29教委規則11・旧第20条繰上・一部改正)

(利用料金の免除)

第15条 条例第9条の規定により利用料金を免除できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 寝屋川市又は教育委員会が共催する事業を行うとき。
- (2) 公共的な活動を目的とする団体が行う事業に利用する場合で、教育委員会が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、寝屋川市立学び館利用料金免除申請書を提出しなければならない。

(平29教委規則11・旧第21条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第16条 条例第10条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

- (1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。
- (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第13条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平29教委規則11・追加)

(破損等の届出)

第17条 学び館の施設及び附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平29教委規則11・旧第22条繰上)

(利用者の義務)

第18条 利用許可を受けた者は、学び館の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(平29教委規則11・旧第23条繰上)

(委任等)

第19条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(平29教委規則11・旧第24条繰上)

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第20条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

(平29教委規則11・旧第25条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続き、利用許可その他学び館の管理のために必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

(寝屋川市立教育センター条例施行規則の廃止)

3 寝屋川市立教育センター条例施行規則（平成20年寝屋川市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成29年教委規則第11号）

この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則、寝屋川市立エスポール条例施行規則、寝屋川市立地域交流センター条例施行

規則及び寝屋川市立学び館条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後の日における施設の使用又は利用に係る申請又は許可については適用し、同日前の施設の使用又は利用に係る申請又は許可については、なお従前の例による。

附 則（令和6年教委規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成29年 9 月29日

条例第29号

(趣旨)

第1条 寝屋川市が設置する公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定めるところにより、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体（法人その他の団体をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、当該指定に係る申請書に当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 市長又は寝屋川市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人（次号において「役員等」という。）となっている団体
- (2) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- (3) 寝屋川市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める団体

(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 当該公の施設の管理の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、あらかじめ、別に条例で定める指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別に条例で定める団体に公の施設の管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現が図られ、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、規則で定める相当の事由があると認める場合においては、第2条、第3条及び前条の規定にかかわらず、第2条の規定による公募をしないで、指定管理者の候補者を選定することができる。

3 市長は、前2項の規定による選定をしようとするときは、当該団体に対し第3条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らして審査を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、第5条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があった場合には、速やかに、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 管理の業務の内容に関する事項
- (3) 使用料又は利用料金に関する事項
- (4) 寝屋川市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) 管理の業務に関する事業の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内（年度の途中においてその指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日から起算して7日以内）に、当該公の施設の管理の業務に関する事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該公の施設の管理の業務に係る収支決算書を添付しなければならない。

(業務報告の求め等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し、定期に又は随時

に、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の規定による報告の求めに応じないとき又は同条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときについて準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じたときであっても、市長は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、当該公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により当該公の施設の施設又は設備を滅失し損傷し又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者の役員若しくは職員その他の当該管理の業務に従事する者又はこれらの者であった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の規定の適用については、

この条例の規定（第4条第1号を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第4条第1号中「市長」とあるのは「教育委員会の教育長若しくは委員」とする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている附則第7項の規定による改正前の寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号）の規定による指定管理者の指定の手續及び附則第10項の規定による改正前の寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の規定による指定管理者の指定の手續は、この条例の相当規定に基づく指定管理者の指定の手續とみなす。

（寝屋川市都市公園条例の一部改正）

3 寝屋川市都市公園条例（昭和54年寝屋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立エスポアール条例の一部改正）

4 寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市野外活動センター条例の一部改正）

5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立市民会館条例の一部改正）

6 寝屋川市立市民会館条例（平成17年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

- 7 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立コミュニティセンター条例の一部改正)

- 8 寝屋川市立コミュニティセンター条例（平成17年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市公園墓地条例の一部改正)

- 9 寝屋川市公園墓地条例（平成17年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立市民体育館条例の一部改正)

- 10 寝屋川市立市民体育館条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正)

- 11 寝屋川市有料自転車駐車場条例（平成19年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立市民活動センター条例の一部改正)

- 12 寝屋川市立市民活動センター条例（平成19年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立公民館条例の一部改正)

- 13 寝屋川市立公民館条例（平成21年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正)

- 14 寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号）の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正）

- 15 寝屋川市立療育・自立センター条例（平成25年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立学び館条例の一部改正）

- 16 寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（寝屋川市立有料自動車駐車場条例の一部改正）

- 17 寝屋川市立有料自動車駐車場条例（平成27年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成29年 9 月29日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の公募は、広報紙への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公募においては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該公の施設の概要に関する事項
- (2) 指定管理者が行う管理の基準並びに業務の範囲及び内容に関する事項
- (3) 指定をしようとする期間に関する事項
- (4) 指定を申請する団体（法人その他の団体をいう。以下同じ。）に必要な資格に関する事項
- (5) 指定管理者の候補者の選定の基準に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の公募の実施に関し必要な事項（申請書の添付書類）

第3条 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 団体の組織及び財務の状況に関する事項を記載した書類
- (4) 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該公の施設の管理の業務の遂行に係る人的構成及び財産的基礎に関する事項を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する審査に関し必要な書類
(指定管理者となることができない団体)

第4条 条例第4条第4号の規則で定める団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により寝屋川市における一般競争入札に参加させることができないこととされているもの及び同条第2項の規定により寝屋川市における一般競争入札に参加できないこととされているもの
- (2) 寝屋川市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けているもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等に基づく再生手続又は更生手続を開始しているもの
- (4) 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者としてふさわしくない事実があると市長が認めるもの

（選定の結果の通知）

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定による選定をしたときは、速やかに、その結果を条例第3条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

（選定の特例に係る相当の事由）

第6条 条例第6条第2項の規則で定める相当の事由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 指定管理者を公募しても、応募がないこと。
- (2) 指定管理者の指定を取り消した場合において、緊急に指定しなければ、当該公の施設の管理に支障を及ぼすと認められること。

（指定の通知）

第7条 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨をその指定した団体に通知するものとする。

（書類の様式）

第8条 条例及びこの規則の施行に関し必要な書類の様式は、総務部長が定める。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

寝屋川市立学び館利用料金表

時間区分 利用区分		定員	面積	午 前	午 後		夜 間
		(人)	(㎡)	9 時～12 時	1 時～5 時		6 時～9 時
2 階	茶 室	10	33	250 円	300 円		250 円
	和 室	15	50	350 円	500 円		350 円
	講習室	15	58	400 円	550 円		400 円
	学習室	25	62	450 円	600 円		450 円
	音楽室	12	61	450 円	600 円		450 円
	料理室	16	62	600 円	800 円		600 円
3 階	多目的室	200	230	1,500 円	1～3 時	1,000 円	1,500 円
					3～5 時	1,000 円	

多目的室(午後)は 1 時～ 3 時・ 3 時～ 5 時に区分して利用できます。

寝屋川市立学び館自主事業実績

事業名			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			回数	延べ参加者数(人)	回数	延べ参加者数(人)	回数	延べ参加者数(人)
青少年健全育成事業	英会話教室	年少クラス	13	27			26	99
		年中クラス	26	138	26	113		
		年長クラス	26	148	26	145	26	114
		年中・年長クラス					26	104
		1年生クラス	26	190	26	143	26	213
		NM1クラス	28	175	28	171	28	181
		NM2クラス	28	195	28	198	28	136
	5歳児のひらがな教室		10	18	10	52		
	1年生のひらがな教室		20	69	20	77	20	82
	書道教室	書道①	32	422	32	446	32	441
		書道②	32	462	32	283	32	373
		書道③	32	514	32	295	32	264
		書道④	32	380	32	399	32	317
		書道⑤(火曜日)	32	390	32	533	32	287
		書道⑥(火曜日)	32	318				
	わくわく学びクラブ		8	131	13	240	10	139
	算数教室	①5歳児クラス	22	81	20	83	10	32
		②1・2年生クラス	22	131	20	212		
		③1年生クラス					20	104
		④2年生クラス					20	119
		⑤3年～6年生クラス	22	89	20	110	20	163
	パソコン	5歳児プログラミング体験						
		夏・冬・春休みプログラミング体験	2	7				
		夏・冬・春休みプログラミング体験						
	クッキング	第3土曜日クラス	8	44				
		第4土曜日クラス	8	88				
	キッズ料理教室				8	79	8	88
	アートセラピー教室		6	36				
成人事業	文化講座		8	114	4	35	10	110
	チャレンジひろば				4	25		
	ネイティブの英会話教室		18	115	18	124	18	117
	おとなの硬筆教室		18	220	18	202	18	198
	おとなの書道教室		18	112	18	182	18	149
	パソコン教室		9	9	7	7		
	スマホ教室				4	14		
	サンデークッキング		1	8				

成人事業	お菓子教室 第2木曜日クラス	和洋菓子作り	10	108	10	93	10	93
	お菓子教室 第3木曜日クラス	和洋菓子作り	10	102	10	82	10	86
	フラダンス教室	ゆったりとした動きで体のバランスを整える	18	189	18	244	18	232
	呼吸と身体を整える体操教室 (楽しく体操) 第1・第3クラス	ストレッチ・腹式呼吸を取り入れた体操	20	343	20	365	20	363
	呼吸と身体を整える体操教室 (楽しく体操) 第2・第4クラス	ストレッチ・腹式呼吸を取り入れた体操	20	272	20	338	20	312
	ヨガ教室	音楽に合わせてヨガを取り入れた体操	32	379	32	335	32	439
	大人の時短健康料理教室	食べることの楽しさ手作りの大切さを学ぶ			8	32	4	25
イベント事業	ジャズコンサート	日本の名曲をジャズにアレンジ	1	38				
	サークルフェス	サークル活動の紹介・展示など	1	125				
	音楽バンドフェスタ	利用団体の学習成果の発表と交流を図る			1	100		
	こども・大人のダンスフェスタ	パフォーマンス、模擬店など			1	112		
	学び館フェスタ	バンド演奏やダンスなど					1	152
	卓球	卓球台開放			3	12		
施設開放			1,788	2,725	1,952	3,009	1,966	3,257
その他				1,794		2,001		1,807
計 ①			2,439	10,706	2,553	10,891	2,573	10,596

令和6年度 寝屋川市立学び館利用実績一覧表 (免除含む)

部屋名	利用料金単価(円)			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	午前	午後	夜間	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)
	250	300	250	3	21	800	3	15	800	3	19	800	0	0	0	0	0	0	3	23	800
茶室																					
和室	350	500	350	18	94	7,500	11	44	4,450	13	58	5,450	14	60	5,650	2	9	700	15	56	6,750
講習室	400	550	400	9	32	3,750	2	6	800	6	22	2,550	2	6	800	1	4	400	4	23	1,500
学習室	450	600	450	9	56	4,350	8	54	3,900	9	50	4,350	7	43	3,300	4	25	1,800	8	50	4,050
音楽室	450	600	450	40	219	17,850	40	198	18,600	42	227	19,800	39	242	17,400	31	173	13,800	46	247	21,450
料理室	600	800	600	1	8	600	1	9	600	0	0	0	0	0	0	1	8	600	1	9	600
多目的室	1,500	2,000	1,500	44	663	55,000	31	470	39,000	39	586	47,000	36	502	43,500	28	330	31,500	55	871	64,000
合計				124	1,093	89,850	96	796	68,150	112	962	79,950	98	853	70,650	67	549	48,800	132	1,279	99,150
部屋名	10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計		
	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)	件数	人数(人)	収入(円)
	3	21	800	3	15	800	3	22	800	2	12	550	3	20	800	2	10	500	28	178	7,450
茶室																					
和室	12	49	4,950	13	61	5,450	12	55	3,950	14	80	5,800	15	76	6,300	18	85	7,500	157	727	64,450
講習室	1	5	400	3	28	1,350	1	5	400	2	28	800	2	6	950	1	3	400	34	168	14,100
学習室	8	55	4,050	6	43	3,000	4	30	1,950	4	25	1,950	6	41	3,000	7	56	3,600	80	528	39,300
音楽室	39	283	17,400	44	280	23,250	29	242	15,300	33	211	17,400	31	156	16,500	39	228	20,700	453	2,706	219,450
料理室	1	8	600	1	9	600	0	0	0	1	9	600	1	9	600	1	8	600	9	77	5,400
多目的室	43	550	52,000	38	476	46,500	31	709	35,500	37	502	45,000	34	604	36,500	42	672	47,500	458	6,935	543,000
合計	107	971	80,200	108	912	80,950	80	1,063	57,900	93	867	72,100	92	912	64,650	110	1,062	80,800	1,219	11,319	893,150

寝屋川市立学び館過年度経費一覧表(令和3年度～令和6年度)

収入

(単位:円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均値
利用料収入	335,000	626,600	893,450	893,150	687,050
指定管理委託料	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000
事業収入	3,828,135	4,446,610	4,156,750	3,907,850	4,084,836
その他	98,650	23,798	11,668	16,949	37,766
収入合計	33,261,785	34,097,008	34,061,868	33,817,949	33,809,653

支出

(単位:円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均値
人件費		24,038,896	25,841,659	24,421,648	24,627,506	24,732,427
管理費	事務費	742,989	698,873	776,232	776,637	748,683
	修繕料	186,442	144,925	96,680	181,830	152,469
	手数料	600,531	591,684	595,600	555,520	585,834
	使用料	198,000	198,000	198,000	115,500	177,375
	その他	2,293,200	2,463,346	2,332,510	2,406,729	2,373,946
事業費		3,921,407	3,652,754	3,276,095	3,363,046	3,553,326
学び館施設管理費		31,981,465	33,591,241	31,696,765	32,026,768	32,324,060

指定管理者制度の導入及び運用指針

平成 16 年 8 月策定

〔改定：平成 18 年 7 月、平成 29 年 7 月、令和 3 年 11 月〕

1 導入に当たっての基本的な考え方

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。各施設の設置目的、業務内容及び導入の判断基準等を勘案し、効果的、効率的な施設管理の観点から導入を判断する。

2 導入の判断基準

指定管理者制度の導入に当たっては、次の視点に基づき、総合的に検討する。

(1) 管理・運営についての法的規制

道路法、河川法、学校教育法など個別法における施設の管理主体の
限定の有無

(2) 職員配置等の制約

法令における施設の管理業務又は職員配置に関する制約の有無

(3) サービスの拡大・充実

民間のノウハウ・経営手法による利用ニーズにあった開館日・開館
時間の拡大又はサービス内容充実の可能性

(4) 経費の縮減

民間のノウハウ・経営手法による管理運営経費縮減の可能性

(5) 事業者の存在

同種・同様のサービスを提供する事業者の存在の有無

(6) サービスの特殊性・専門性

施設の性質、サービスの特殊性、専門性等を勘案した上での民間事
業者等による運営の可能性

(7) 利用料金制度

利用料金の有無と利用料金制度の適否

3 導入の手順

(1) 公募の原則

指定管理者候補者の選定に当たっては、(2)に掲げる場合を除き、指定を受けようとする団体（法人その他の団体）を公募するものとする。

(2) 非公募の特例

次に掲げる場合には、公募をしないで、指定管理者（指定管理者候補者）を選定することとする。

- ① 当該施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、特定の団体（別に条例で定める団体）に施設の管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的に適合する活動の促進 その他 一定の行政目的の実現が図られ、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できる場合

非公募の判断にあたっては、以下に掲げる場合を踏まえ、十分に検討し、その理由を明確にする。

- (ア) 当該指定管理業務にとどまらず市の政策等の推進に資する活動を行う特定の団体を選定する必要がある場合

- (イ) 地域の活力を活用した当該指定管理業務を行う必要がある場合

② 次に掲げる場合（相当の事由がある場合）

- (ア) 公募しても、応募がない場合

- (イ) 指定管理者の指定を取り消した場合において、緊急に指定しなければ、当該施設の管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 指定管理者制度の条例化

施設ごとに、管理の基準及び業務の範囲等について、設置・管理条例において定める。

(4) 指定管理者の選定

公募により選定する場合は、以下のとおり進める。

- ① 募集期間は1箇月程度とし、市広報誌、ホームページなどの幅広い広報手段を活用する。

② 募集要項の記載事項

施設の名称、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定期間、法令等の規定、利用料金制度の有無、応募資格、応募方法、選定方法

なお、申請書類は情報公開の対象となり、不開示情報を除き公開することになるので、あらかじめ募集要項にその旨明記すること。

また、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように、応募団体に資格要件を設定すること。

③ 指定期間

指定期間は5年を原則とし、施設の状況等に応じて最適な期間を設定する。

(5) 選定委員会の設置

- ① 公募により選定する場合は、選定委員会を設置し、指定管理者候補者を決定する。
- ② 選定委員会には外部委員を入れ、透明性を確保する。
- ③ 選定後は、選定結果を応募者に通知するとともに、選定の経過を公表する。

(6) 指定管理者の指定

- ① 選定した指定管理者候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定する。(施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間)
- ② 議決後は、速やかに指定管理者に通知するとともに、告示を行う。

公募により選定する場合は、選定委員会を設置し、指定管理者候補者を決定

(7) 協定の締結

- ① 指定後に協定を締結する。
- ② 協定の主な内容

指定期間、事業計画、事業報告、利用料金、指定管理者委託料、指定の取消しと管理の停止、個人情報の保護措置、情報公開制度への協力

- ③ 指定管理者委託料が必要な場合は、債務負担行為を設定する。

4 指定管理者に対する監督

(1) 業務の点検

施設の適正な管理を確保するため、管理業務の実態を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に対し業務内容について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

(2) 業務報告

指定管理者は毎年度終了後、施設の管理業務に関し報告書を提出する。

(管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績、管理運営経費等の収支状況)

(3) 業務の検証

事業計画書、協定書及び事業報告書等に基づき、施設の現状及び業務内容を検証し、改善の必要があれば適切な措置をとる。

指針に関する留意事項

Ⅰ 応募団体の資格要件

応募団体の資格要件は、次の表を参考に、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように設定するものとする。

【資格要件例】

- ① 事業を行う上で必要な法的資格を有している団体
【「法的資格」については、各施設の指定に必要な法的要件を具体的に記載すること。】
- ② ○○事業の業務経験年数が○年以上あること。
【業務の特性等で必要な場合に限定して規定すること。】
(以下は各施設共通)
- ③ 次に掲げる団体は、応募することができません。
 - ア 市長又は市議会議員が役員等となっている団体
 - イ 寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体
 - ウ 本市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
 - エ 本市における一般競争入札に参加させることができないこととされている団体
 - オ 本市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けている団体
 - カ 民事再生法、会社更生法等に基づく再生手続又は更生手続を開始している団体
 - キ 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納している団体

Ⅱ 指定管理者候補者の選定

「市内団体の活動の促進」と「市民の雇用の確保の促進」という観点から、「団体の活動拠点（事務所（株式会社にあつては、本店又は支店）の所在地）が市内に在ること」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加えるものとする。

配点

【総得点が 100 点の場合】

活動拠点（事務所の所在地）が 市内に在ること	+ 5 点 （総得点の 5 パーセント相当の加 点）
---------------------------	----------------------------------

Ⅲ 選定の経過

- (1) 選定委員会を設置した場合は、速やかに選定委員名を公表する。
- (2) 応募した団体名については、公表する。
- (3) 選定結果については、原則として指定管理者候補者となった団体名、選定基準及び各応募団体の点数を公表する。

Ⅳ 管理運営実績の検証

施設の管理の適正を期するため、『指定管理者制度導入施設に対する実績検証について』（別紙 1）に基づく実績検証を行うものとする。

※ 管理運営実績の反映

「現在の指定管理者の管理運営の実績」を、候補者選定（次期の指定管理者候補者の選定）に反映させる。

(1) 方法

「当該施設に係る管理運営の実績」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加える。

〔 流 れ 〕

- ① 当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、
『指定管理者の管理運営実績に関する評価について』（別紙 2）により、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。
- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
 - 各年度の事業報告書及び収支決算書
 - 監査委員による指定管理者監査の結果
 - 実地についての調査
- ② 候補者選定の書類審査に当たり、①の評価の結果について、指定管理者候補者選定委員会において説明を行い、その承認を得た上で、①の総合評価の結果に基づき配点を行う。

(2) 配 点

【 総得点が 100 点の場合 】

総合評価の結果	配 点
S（実績・成果が優れていた）	+10 点 （総得点の 10 パーセント相当の加点）
A（実績・成果が良好であった）	+ 5 点 （総得点の 5 パーセント相当の加点）
B（一定の実績・成果が認められた）	± 0 点
C（実績・成果の一部に良好でない点が認められた）	- 5 点 （総得点の 5 パーセント相当の減点）
D（実績・成果が良好でなかった）	-10 点 （総得点の 10 パーセント相当の減点）

V 指定管理者の指定の取消しに関すること

指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』において、「適正比率」が95パーセント未満であった年度が、2箇年度になることが確定した場合は、「当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」に該当することとし、速やかに、当該指定管理者の指定を取り消すものとする。

VI 利用料金制度に関すること

施設の効率的な利用を図るため、各指定管理者が、利用料金制度の運用のなかで、次の例のような料金の設定を行うことについて、承認するものとする。

(そのような利用料金の設定が可能であることを周知する。)

〔利用料金の設定 例〕

① 直前割引

〔直前（例：利用予定日の1週間前から前日まで）に、空き施設の利用を申し込む場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

② リピーター利用割引

〔一定の期間内（例：6箇月以内）に利用した者が、利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

③ 連続利用割引

〔同一の施設を、一定の日数（例：5日間）、連続で利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

④ 回数券の発行

〔通常の料金から割引をした回数券（例：10回分の料金で、11回利用できる回数券）を発行する。〕

指定管理者制度導入施設に対する実績検証について

1 趣旨

寝屋川市の公の施設で、指定管理者が行う管理運営業務について、条例で作成・提出が定められている事業報告書及び実地調査等に基づく実績の検証（以下「実績検証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 検証者

実績検証は、寝屋川市事務分掌規則（以下「規則」という。）第6条第1項及び寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（以下「教育委員会規則」という。）第5条の規定により、当該施設を所掌する室又は課（以下「検証者」という。）が行うものとする。

3 検証の時期

検証者は、事業報告書の提出があった日から30日以内に、当該公の施設への実地調査を行った上で、別に定める指定管理者制度導入施設に対する実績検証票（以下「実績検証票」という。）に基づき、実績検証を行うものとする。

4 検証結果の報告

実績検証票に基づく検証結果について、実績検証票その他検証結果の参考となる書類を添えて、規則第6条第1項に基づく施設にあっては市長に、教育委員会規則第5条に基づく施設にあっては教育委員会に報告するものとする。

5 検証の方法

管理運営業務の実施状況について、次に掲げる項目に基づき検証を行うものとする。

- (1) 施設の設置目的に沿った管理運営が行われているかどうか
- (2) 利用者ニーズに応じた適正なサービスが行われているかどうか
- (3) 収支状況が適正であるかどうか
- (4) 事業計画書や協定書の内容に基づいたものであるかどうか

- (5) 効果的・効率的な管理運営が行われているかどうか
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検証者が必要と認めた事項

6 検証項目

実績検証票に基づく検証項目は、次のとおりとする。

ただし、検証者は、施設ごとに作成される事業計画書や協定書等に基づき、必要かつ適切な項目を加えることができる。

- (1) 全般的事項
- (2) 維持管理について
- (3) 事業運営について
- (4) 職員体制等について
- (5) 利用等について
- (6) 報告業務等について
- (7) 収支状況について
- (8) その他

7 検証の基準

「6 検証項目」の基準を次のとおりとする。

- (1) 適正である
- (2) 改善を要する

8 検証の総括

検証者は、実績検証の結果、実績検証票により、「改善を要する」とされた項目等については、その内容を記載するものとする。

また、改善の有無に関わらず、実績検証の総合的な意見を記載するものとする。

指定管理者の管理運営実績に関する評価について

1. 趣 旨

公の施設に係る指定管理者の管理運営の実績を評価する。

2. 評価の方法

当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。

- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
- 各年度の事業報告書及び収支決算書
- 監査委員による指定管理者監査の結果
- 実地についての調査

3. 評 価

- (1) 指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』のいずれかにおいて、「適正比率」（「適正である」とされた検証項目数の全検証項目数に対する割合）が、90 パーセント以上 95 パーセント未満であった場合 又は 90 パーセント未満であった場合

【 総合評価 】

90 パーセント以上 95 パーセント未満 = C 90 パーセント未満 = D

- (2) (1)以外の場合

次の表の各項目の評価に基づき、総合評価を行う。

※ 各項目の評価の理由については、的確に示すことができるように、書面により整理しておくものとする。

実績検証票の項目	項目	評価 (○or×)
維持管理	○ 独自に、安全対策 又は 施設や設備等の充実 に関わる措置を行ったこと。 ○ 指定管理者の責めに帰す事故が発生しなかったこと。	
事業運営	施設の利用者数 及び 稼働率について、指定期間の前年度と4年度目とを比較して、4パーセント(※)以上 増加・向上させたこと。 ※ 大規模の修繕など正当な理由で、長期間、休館した場合には、合理的な割合を設定する。	
	施設や事業について、毎年度、散らしを作成して配布したり、市の広報誌等に記事を掲載するなど、積極的かつ効果的なPRを行ったこと。	
	自主事業について、毎年度、内容を変更したり、実施回数を増やすなど、創意工夫を凝らして実施し、参加者数を増加させたこと。	
職員体制等	職員の資質やスキルの向上を図るための研修を、毎年度、複数回行ったこと。(なお、研修の内容も、毎回 異なっていること。)	
利用等	利用者(参加者)アンケートを実施し、高い満足度〔おおむね9割以上の利用者(参加者)の満足〕を得ていること。	
報告業務等	管理業務や事業の内容について、市の所管部局と定期的に(毎月1回以上) 会議を実施するとともに、必要な報告を正確に行ったこと。	
収支状況	経理処理を適正に行ったこと。(監査において、法令や協定の内容に違反するような指摘事項が無かったこと。)	
	経営努力等によって利益をあげ、市の所管部局とあらかじめ協議して、その利益を管理業務の改善 や 事業の充実に活用したこと。	
全般的事項	特筆すべき実績・成果が認められたと。 実績・成果の内容 例：利用料金に「事前割引」を導入することにより、施設の稼働率を○パーセント 向上させた。	

【 総合評価 】

○が8項目以上 = S ○が5～7項目 = A ○が4項目以下 = B

4. 評価結果の活用

総合評価の結果は、次期の指定管理者候補者の選定において活用する。

寝屋川市立学び館指定管理者委託仕様書

1 基本方針

寝屋川市立学び館条例及び寝屋川市立学び館条例施行規則並びに関係法令に基づき、市民の世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図るとともに、社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供するため、適切な管理運営を行うように努めなければならない。

2 対象施設

指定管理者が管理運営する対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）
- (2) 位置 寝屋川市明和一丁目 13 番 23 号
- (3) 面積 1,377.40 m²
- (4) 室名 1 階 事務室（共用）
2 階 茶室、和室、講習室、学習室、音楽室、料理室、自習室、
図書室
3 階 多目的室

3 委託業務内容

(1) 一般事項

ア 指定管理者は、学び館の維持管理に当たり、学び館条例及び同条例施行規則その他関係法令を遵守しなければならない。

イ 指定管理者は、学び館の設置の趣旨を理解し、関係法令を熟知の上、利用者が快適に利用できるよう、学び館の管理運営に当たるとともに、学び館利用の手引きを委託管理業務開始時まで作成しなければならない。

ウ 指定管理者は、学び館が公共施設であることから、その管理運営業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、親切、丁寧な態度で、また規律と節度をもって、業務を遂行させなければならない。

エ 指定管理者に行わせる学び館の管理運営に関する経費（備品購入費、消耗品費、人件費、施設賠償保険料及び損害賠償保険料を含む）について指

定管理者からの提案に基づくものとし、寝屋川市から３期に分けて各期前金払いで支出する。

オ 指定管理者としての指定期間中の委託金額は、毎年度同額とする。

カ 学び館の施設、設備、備品等で多額の修繕費用を要する場合については、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合に限り委託金額に加算することができる。

キ 指定管理者は、寝屋川市立学び館条例に規定する利用料金の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用料金を定め、自らの収入として収受することができる。

ク 指定管理者は、事業等に係る実費をあらかじめ、教育委員会の承認を得て、自らの収入として収受することができる。

ケ 指定管理者は、別表に定める従事者を配置しなければならない。

コ 指定管理者は、自らの費用で学び館施設の改造を行おうとする場合あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。この場合、指定期間の終了又は指定の取消し等で指定管理者でなくなったときは、原状に回復させなければならない。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、原状回復の必要がないものとする。

サ 指定管理者は、自らの費用で必要と認める電話・備品等を学び館各所に設置することができる。この場合、指定期間の終了又は指定の取消し等で指定管理者でなくなったときは、原状回復しなくてはならない。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、原状回復の必要がないものとする。

シ 指定管理者はこの仕様に示さない事項であっても、学び館の管理上必要である事項は、あらかじめ教育委員会の承諾を得て実施することができる。ただし、この費用が必要となる場合は、指定管理者の負担とする。

ス 指定管理者の故意又は過失により、事故等が発生した場合は、指定管理者の責任で被害者等に対応しなければならない。天災地変その他指定管理者に責めを帰すことのできない理由により事故等が発生した場合は、被害者に対する損害賠償の支払等に関し、教育委員会と別途協議する。

セ 利用時間及び休館日（以下「利用時間等」という。）は、寝屋川市立学び館条例の定めるところによる。ただし、利用時間等については、指定管理

者が必要であると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て変更することができる。

ソ 指定管理者の業務開始前において、前指定管理者が既に行った学び館の利用許可について、指定管理者は当該許可を異議なく了承しなければならない。

タ 前指定管理者の指定期間が終了する日(以下「指定終了日」という。)以後の学び館の利用について、指定終了日以前の指定管理者への利用許可申請に係る学び館の利用料金は、指定管理者の業務開始後、速やかに指定管理者の収入となるよう精算する。

(2) 業務内容

ア 業務日誌の作成

イ 利用料金その他利用者の実費負担に係る参加料等利用料金の徴収及び徴収簿の作成

ウ 利用受付、利用許可業務(変更・取消しを含む。)及び施設管理業務

エ 月別利用状況報告書の作成

オ 学び館事業の計画書の作成、提出及び事業後の報告書作成

カ 緊急時における利用者の誘導及び安全確保

キ 消防署において定められている防火管理の徹底

ク 傷病者等の救護措置(応急処置を含む。)、状況報告書の作成

ケ 利用者に対する利用説明、施設説明並びに社会教育及び生涯学習に関する指導・助言

コ 附属設備の維持保全業務の実施及び結果報告書の作成

(ア) ピアノ調律業務

ピアノの調律(年1回)

サ 学び館内での利用物品の貸出及び販売等

シ 施設運営上に必要な消耗品の補充

ス 平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日の生涯学習福祉センター出入口の施錠

セ 学び館条例第3条に規定する事業に係るプログラムの提供

(ア) 自習室・図書室は無料開放とする

ソ 教育委員会事業及び社会教育団体等の活動への支援に関すること

(7) 教育委員会が認める事業の優先利用

(1) 教育委員会が特定する施設の確保及び施設での活動

タ 生涯学習の推進のための学び館利用者の仲間づくりやサークル活動を積極的に推進し、自主学習・自主活動の場を提供すること

(3) 業務に係る勤務時間及び必要人員

別表のとおり

(4) 第三者への委託の範囲

(2)号コ(7)に掲げる業務は、指定管理者の責任で第三者に委託することができる。

4 自主事業

指定管理者は、学び館の効率的な利用又は施設の目的が啓発できると考えられる事業を学び館の設置の趣旨に沿い、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用者の妥当な経費負担の範囲で自らの責任において参加料金、物品等の売払代金を収受の上、実施することができる。自主事業が学び館外に及ぶ場合は、特に安全管理に万全を期さなければならない。

5 事業計画

指定管理者は、前項に定める業務の実施について、指定管理者としての指定後に事業計画書を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

6 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

7 業務責任者及び業務担当者

指定管理者は、委託業務の履行に関して、次の事項を守らなければならない。

(1) 業務責任者及び業務担当者（以下「従事者等」という。）を定め、当該従事者等の名簿を教育委員会に提出するとともに、名簿に記載のある者を従事者等として学び館に配置すること。従事者等を変更し、又は臨時に従事者等を配置する場合も同様とする。

(2) 業務責任者は業務担当者を指揮監督するとともに、業務の円滑な履行を図るため、教育委員会との連絡の任に当たること。

(3) 従事者等は職務上作成し、又は知り得た個人に関する情報については、寝

屋川市個人情報保護条例の規定に則り、他人に知らせ又は不当な目的に使用しない等、個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

- (4) 従事者等は、ユニフォーム及び名札を着用すること。
- (5) 従事者等は、生涯学習推進に必要な研修を受けること。
- (6) 従事者等は、年1回以上健康診断を受けること。また伝染病疾患が認められた場合、完治するまで業務に従事させてはならない。

8 施設設備及び備品の維持管理

指定管理者は、施設の維持管理に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設設備・備品が良好に機能し、使用できるよう保守点検及び管理に万全を期すとともに、経済的運用並びに事故の未然防止に努めなければならない。
- (2) 備品その他の器具の整理整頓に努めなければならない。
- (3) 電話料及び光熱水費の節約に努めなければならない。
- (4) 学び館が、複合施設である生涯学習福祉センターの一部であることを踏まえ、施設管理においては、生涯学習福祉センターに係る各種管理業務（警備・清掃・建物メンテナンス等）の受託業者との連携を図ること。
- (5) 利用者に貸出す備品その他の器具は、指定管理者の費用で用意しなければならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を得た上で、利用者の妥当な経費負担の範囲内で、実費相当額を徴収することができる。
- (6) 学び館の保全と秩序維持に当たり、火災予防、盗難防止、その他の犯罪行為の防止のため、施錠等に万全を期さなければならない。
- (7) 施設設備及び備品の補修につき、多額の費用を要するときは、教育委員会と協議することができる。

9 非常災害対策及び緊急事故の発生時の対応

指定管理者は、火災、事件、事故等の不測の事態の発生に備え、初期活動体制及び緊急避難体制等の計画を立てること。また、火災、事件、事故等が発生したときは、直ちに対応するとともに、教育委員会にその状況等速やかに報告すること。

10 報告

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況等について寝屋川市公の施設

に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 9 条に定める事業報告書を作成し、業務に係る収支決算書を添付して、定められた期日までに教育委員会に報告しなければならない。なお、収支状況に関して利益をあげた場合は、教育委員会と協議の上、その一部を管理業務の改善や事業の充実に活用すること。また、教育委員会が必要に応じて報告を求めた場合は、その都度報告しなければならない。

11 その他

その他必要な事項については、指定管理者と教育委員会と協議して定めるものとする。

【別表】

従事者の配置

施設に配置する従事者は、公の施設に従事することの自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たること。

(1) 必要配置人員

	平日・土曜日		日曜日・祝日
	昼間	夜間	昼間
	9時～17時30分	17時30分～21時	9時～17時30分
受付従事者	1名以上	1名以上	1名以上
施設管理従事者	1名以上	1名以上	1名以上
事業従事者	1名以上	※	※
合 計	3名以上	2名以上	2名以上

※ 夜間及び日・祝の事業については、必要に応じて配置するものとする。

※ 配置人員は業務遂行の上の必要人員数であり、状況に応じて増員等の対応をすること。

(2) 統括責任者等の配置

統括責任者及び副統括責任者各1名を配置すること(上記人員に含むものとする。)。また、統括責任者には、社会教育・生涯学習に関し、広い見聞を持つとともに経営能力を備えた者を配置すること。

(3) 有資格者の配置

事業従事者については、事業に応じた教員・保育士等の資格を有する者を置くものとし、事業従事のみならず、施設管理にも努めることとする。

なお、施設開放事業（自習室、図書室）においても利用者に接する機会を持つこと。また、施設の防火管理を徹底するために、消防法に定めるところの甲種防火管理者資格を有する者を置かなければならない。

(4) その他

配置する者については、救命救急に関する知識を習得（普通救命講習会等の受講）しておくこと。（委託先職員も同様とする。）